

【施設基準等一覧】

■ 当院は厚生労働大臣が定める看護人員配置を行っている保険医療機関です。

■ 当院は日勤、夜勤合わせて以下の通りの看護要員がおります。

また、当院では患者様の負担による付き添い看護を行っておりません。

● 精神科急性期治療病棟 【第2病棟(40床)・1日平均入院患者数20人】

・精神科急性期治療病棟入院料 1 ・看護配置加算 ・看護補助加算 1

当院は、精神保健指定医が常勤2人以上おり、当該病棟には、常勤の精神保健指定医1人以上及び常勤の精神保健福祉士又は臨床心理技術者を1人以上配置しております。平均して入院患者様13人に対して看護職員1人以上（看護師比率70%超の看護師を配置）、入院患者様30人に対して看護補助者1人以上を配置しております。

第2病棟は1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と2人以上の看護補助者が勤務しています。

日 勤 帯	夜 勤 帯
「朝8時30分～夕方4時30分」 看護職員（看護師及び准看護師） 1人当たりの受持数は7人以内です。 看護補助者1人当たりの受持数は10人以内です。	「夕方4時30分～朝8時30分」 看護職員（看護師及び准看護師） 1人当たりの受持数は10人以内です。

● 精神療養病棟 【第1病棟(60床)・1日平均入院患者数51人】

・精神療養病棟入院料 ・重症者加算 1

当院は、精神保健指定医が常勤2人以上おり、当該病棟は、専任の精神科医師常勤1人以上及び作業療法の経験を有する看護職員1人以上を配置しております。平均して入院患者様15人に対して看護職員及び看護補助者1人以上を配置しております。

第1病棟では1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

日 勤 帯	夜 勤 帯
「朝8時30分～夕方4時30分」 看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者 1人当たりの受持数は6人以内です。	「夕方4時30分～朝8時30分」 看護職員（看護師及び准看護師） 1人当たりの受持数は26人以内です。

● 認知症治療病棟 【第3病棟(50床)・1日平均入院患者数42人】

・認知症治療病棟入院料 1 ・認知症夜間対応加算

当該病棟は、精神科医師及び作業療法士をそれぞれ1人以上配置しており、専従する精神保健福祉士又は臨床心理技術者を1人以上配置しております。平均して入院患者様20人に対して看護職員1人以上及び入院患者様25人に対して看護補助者1人以上を配置しております。

第3病棟は1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しています。

日 勤 帯	夜 勤 帯
「朝8時30分～夕方4時30分」 看護職員（看護師及び准看護師） 1人当たりの受持数は9人以内です。 看護補助者1人当たりの受持数は9人以内です。	「夕方4時30分～朝8時30分」 看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者 1人当たりの受持数は14人以内です。

■ 当院では、**入院時食事療養I**の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供されております。

■ その他、施設基準の届出を行い、受理されているものは以下の通りです。

○精神科デイケア・ショートケア（大規模なもの） ○薬剤管理指導料 ○精神科作業療法

○医療保護入院等診療料 ○精神科身体合併症管理加算 ○後発医薬品使用体制加算 1

○精神科応急入院施設管理加算 ○精神科退院時共同指導料 2 ○DX推進体制整備加算

○外来・在宅ベースアップ評価料（I） ○入院ベースアップ評価料 2 4